

江戸川区立葛西第二中学校改築工事についての一般競争入札説明書

1 工事概要等

(1) 工事件名 江戸川区立葛西第二中学校改築工事

(2) 工事場所 江戸川区宇喜田町 1085 番地

(3) 工事内容

本工事は、新校舎建設、既存屋内運動場解体及び校庭整備である。

ア 新校舎建設（工期：契約日の翌日から令和10年1月5日まで）

(ア) 規模・構造・高さ

a 規模 敷地面積：10,327.32 m²、建築面積：3,830.31 m²、延べ床面積：8,488.90 m²

b 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上4階

c 高さ 最高軒高：15.33m、最高高さ：15.95m

(イ) 工事内容

a 基礎工事 高支持力中掘り拡大根固め工法 700～1,000φ L=42m、43m 計103本

b 本体工事（各階床面積・主要室名）

1階（2,977.60 m²）：校長室、職員室、事務室、印刷室、給食室、保健室、主事室、多目的室、学校図書館、パソコン室、技術室、武道場、特別支援教室、PTA室、会議室、職員更衣室、男女手洗所、バリアフリースイレ等

2階（2,555.35 m²）：普通教室、屋内運動場、美術室、音楽室、男女手洗所、男女更衣室、物資資機材庫等

3階（1,553.40 m²）：普通教室、男女手洗所、プール、プール更衣室、ろ過機械室、理科室等

4階（1,370.62 m²）：普通教室、男女手洗所、家庭科調理室、家庭科被服室等

R階（31.93 m²）：塔屋

c 昇降機設備工事 乗用昇降機（1基）

d サイン工事 一式

e 解体工事 既存杭引き抜き（新設杭に干渉する既存杭のみ）、教室棟・プール棟基礎

f 外構工事 門、駐車場、駐輪場、囲障、植栽等

g その他 舞台機構、体育器具、黒板等

イ 既存屋内運動場解体（工期：令和10年8月から令和10年9月まで）

(ア) 規模・構造

a 規模 延べ床面積：1,024.00 m²

b 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階

(イ) 工事内容

a 解体工事 上屋から地中の基礎まで解体（既存杭残置）

ウ 校庭整備（工期：令和10年10月から令和11年2月28日まで）

(ア) 工事内容

- a 付属棟 46.27 m² (男女手洗所、屋外倉庫 等)
- b 防球ネット H=12m L=195m、H=4.5m L=66m
- c ダスト舗装 3,634 m²
- d 植栽 一式
- e 舗装 一式

(4) 工期

契約日の翌日から令和 11 年 2 月 28 日まで

ただし、設計図書に定める「仮使用承認範囲（新校舎建設）」については、令和 10 年 1 月 5 日までに完了し、令和 10 年 1 月 28 日までに引渡しを行わなければならない。

なお、引渡しまでに、建築基準法第 18 条第 24 項第 1 号による仮使用認定通知書を取得していること。

(5) その他

本工事は、「週休 2 日制確保工事（週休日指定方式）」の対象案件である。実施に当たっては、「週休 2 日制確保工事」実施要領（江戸川区都市開発部）」（最新版）に基づき行う。

2 予定価格 5,145,590,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 その他

本案件は、「制限付一般競争入札」を実施します。入札参加資格、申込手続き等の詳細については、別紙、江戸川区立葛西第二中学校改築工事制限付一般競争入札説明書の内容をよくお読みください。

別 紙

江戸川区立葛西第二中学校改築工事
制限付一般競争入札説明書

令和7年4月

江戸川区

江戸川区立葛西第二中学校改築工事
制限付一般競争入札説明書

目 次

1. 対象工事の概要	3
2. 予定スケジュール	4
3. 入札説明書の公告	5
4. 入札参加資格	6
5. 公契約審査会からの意見聴取	8
6. 落札者決定基準	8
6.1. 落札者の決定方法	8
6.2. 落札者決定順	9
7. 入札参加資格の確認等	10
8. 入札説明書等に関する質問	11
9. 入札参加資格がないとされた者への通知	11
10. 入札の中止	11
11. 落札希望順位申請書の提出	12
12. 入札・開札	12
13. 入札保証金及び契約保証金	13
14. 専任技術者の配置期間	13
15. 契約締結等	14
16. 入札結果等の公表	14
17. 支払条件	14
18. 非落札者理由の説明	15
19. 異議の申入れ	15
20. エントリー制限	15
21. 受注制限	15
22. 社会的要請への対応	16
23. その他	17
24. 本入札に関する書類提出、メール等連絡先	17
25. 提出書類一覧	18

1. 対象工事の概要

対象工事の概要は以下のとおりです。

項目	詳細
1 工事概要	
(1) 工事件名	江戸川区立葛西第二中学校改築工事
(2) 工事場所	江戸川区宇喜田町 1085 番地
(3) 工事内容	本工事は、新校舎建設、既存屋内運動場解体及び校庭整備である。 ア 新校舎建設（工期：契約日の翌日から令和 10 年 1 月 5 日まで） （ア）規模・構造・高さ a 規模 敷地面積：10,327.32 ㎡、建築面積：3,830.31 ㎡、延べ床面積：8,488.90 ㎡ b 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上 4 階 c 高さ 最高軒高：15.33m、最高高さ：15.95m （イ）工事内容 a 基礎工事 高支持力中掘り拡大根固め工法 700～1,000 φ L=42m、43m 計 103 本 b 本体工事（各階床面積・主要室名） 1 階（2,977.60 ㎡）：校長室、職員室、事務室、印刷室、給食室、保健室、主事室、多目的室、学校図書館、パソコン室、技術室、武道場、特別支援教室、PTA 室、会議室、職員更衣室、男女手洗所、バリアフリートイレ 等 2 階（2,555.35 ㎡）：普通教室、屋内運動場、美術室、音楽室、男女手洗所、男女更衣室、物資資機材庫 等 3 階（1,553.40 ㎡）：普通教室、男女手洗所、プール、プール更衣室、ろ過機械室、理科室 等 4 階（1,370.62 ㎡）：普通教室、男女手洗所、家庭科調理室、家庭科被服室 等 R 階（31.93 ㎡）：塔屋 c 昇降機設備工事 乗用昇降機（1 基） d サイン工事 一式 e 解体工事 既存杭引き抜き（新設杭に干渉する既存杭のみ）、教室棟・プール棟基礎 f 外構工事 門、駐車場、駐輪場、囲障、植栽 等 g その他 舞台機構、体育器具、黒板 等 イ 既存屋内運動場解体（工期：令和 10 年 8 月から令和 10 年 9 月まで） （ア）規模・構造 a 規模 延べ床面積：1,024.00 ㎡ b 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上 2 階 （イ）工事内容 a 解体工事 上屋から地中の基礎まで解体（既存杭残置） ウ 校庭整備（工期：令和 10 年 10 月から令和 11 年 2 月 28 日まで） （ア）工事内容 a 付属棟 46.27 ㎡（男女手洗所、屋外倉庫 等） b 防球ネット H=12m L=195m、H=4.5m L=66m c ダスト舗装 3,634 ㎡ d 植栽 一式 e 舗装 一式
(4) 工期	契約締結の翌日から令和 11 年 2 月 28 日まで ただし、設計図書に定める「仮使用承認範囲（新校舎建設）」については、令和 10 年 1 月 5 日までに完了し、令和 10 年 1 月 28 日までに引渡しを行わなければならない。
(5) その他	本工事は、「週休 2 日制確保工事（週休日指定方式）」の対象案件である。実施にあたっては、「週休 2 日制確保工事」実施要領（江戸川区都市開発部）」（最新版）に基づき行う。
2 予定価格	
5,145,590,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）	

2. 予定スケジュール

入札公告から落札者決定までのスケジュールは以下を予定しています。

日程	事項
令和7年4月16日	- 入札公告 - 入札説明書のダウンロード開始 - 設計図書の配布開始
令和7年4月16日～4月23日	入札説明書に関する質問の受付期間
令和7年4月16日～4月30日	入札参加申請・参加資格確認書類の受付期間（電子）
令和7年4月25日頃	入札説明書に関する質問に対する回答
令和7年5月15日頃	入札参加資格確認通知
入札参加資格確認結果通知書受領後 ～令和7年5月20日	設計図書に関する質問の受付期間（電子調達サービス上での通知受領後からになります）
令和7年5月27日頃	設計図書に関する質問に対する回答
令和7年6月2日	落札希望順位申請書の提出期限（電子メール）
令和7年6月3日	- 電子入札締切 - 開札
令和7年6月上旬	- 落札者の決定 - 仮契約
令和7年6月～7月	- 江戸川区議会議決 - 本契約

※議決及び本契約の日程は未定です。

3. 入札説明書の公告

- (1) 入札説明書の紙面による配布は行いませんので、東京電子自治体共同運営電子調達サービス上の公告画面及びホームページから入手してください。
- (2) 現場説明会は行いません。
- (3) 設計図書等の資料については、入札公告期間に「えどがわファイル転送サービス」にて配布します。希望者は、件名を「江戸川区立葛西第二中学校改築工事設計図書等配布希望」とした電子メールに会社名、担当者所属、担当者名を記載し、利用規約を添付して、後記 24. のメールアドレス宛てに送信してください。メール確認後、区からダウンロード用の URL をお知らせします。

※入札参加希望の申請前から、設計図書は配布可能です。

- (4) 申請にかかる費用等は入札参加者の負担とします。

4. 入札参加資格

次の要件に該当する単独企業又は建設共同企業体とします。

項目	詳細
(1) 地方自治法施行令	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。
(2) 建設業許可	単独企業の場合には、「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が「建築工事業」の特定建設業許可を受けており、第 2・第 3 順位者が「建築工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。
(3) 技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第 2・第 3 順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。
(4) 工事成績	入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事（建築）で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。
(5) 指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。
(6) 経営状況	経営不振の状態にないこと。（財務諸表等により財務状態を確認します）
(7) 業者登録	単独企業又は建設共同企業体の全構成員が、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者であって、「建築工事」を申込業種として登録していること。
(8) 参加形態	1) 江戸川区内に本店を置く者 ①格付 ■単独企業 令和 5・6 年度江戸川区建築工事格付（以下「区建築格付」という。）A の者であること。＊ ■2 者による建設共同企業体 2 者共に区建築格付 A の者であること。＊ ■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 区建築格付 A の者であること。＊ 第 2・第 3 順位者 区建築格付 B 以上の者であること。＊ ②建設共同企業体における出資比率 ■第 1 順位者 構成員中最大とすること。 2) 江戸川区外に本店を置く者 ①格付 ■単独企業 公告日時点の建築工事に係る電子調達サービスで算出された共同格付が A-150 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。＊ ■2 者による建設共同企業体 第 1 順位者 公告日時点の建築工事に係る電子調達サービスで算出された共同格付が A-150 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。＊ 第 2 順位者 区建築格付 A の者であること。＊ ■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 公告日時点の建築工事に係る電子調達サービスで算出された共同格付が A-150 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。＊ 第 2・第 3 順位者 区建築格付 B 以上の者であること。＊ ②建設共同企業体における出資比率 ■第 1 順位者 構成員中最大とすること。

項目	詳細	
	■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。	■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。
(9) 同時期公告の改築校への入札参加資格	「江戸川区立葛西第二中学校改築工事」の入札参加者は、同時期に公告される「江戸川区立上小岩小学校改築工事」についても入札参加申請をすることができます。ただし、受注制限があります。（「21. 受注制限」参照）	
(10) 暴力団等排除措置	江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。	

※ ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。

5. 公契約審査会からの意見聴取

落札者の選定にあたっては、学識経験を有する者5名で構成される江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）から意見聴取を行います。審査会の委員構成は次のとおりです。

なお、入札参加者が、審査会の委員に対し、特定の目的をもって接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

会長 鈴木孝男（経済）
委員 栗田 誠（法律）
委員 川瀬貴晴（建築）
委員 横山和子（労働・人的資源）
委員 中里和伸（法律）

6. 落札者決定基準

6.1. 落札者の決定方法

- （１） 本案件「江戸川区立葛西第二中学校改築工事」の入札参加者は、同時期に公告される「江戸川区立上小岩小学校改築工事」についても入札参加申請をすることができます。ただし、受注制限があります（「21. 受注制限」参照）。

複数の入札に参加した入札参加者は、落札希望順位申請書（別記様式6）を提出してください。ただし、入札ごとに落札希望順位申請書を提出する必要はありません。

※複数の入札に参加する場合は、以下の参加形態に限ります。

【単独企業の場合】

いずれの入札とも単独企業として参加すること。

【建設共同企業体の場合】

いずれの入札とも同一の構成員及び出資比率の建設共同企業体として参加すること。

- （２） 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- （３） 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上ある場合には、くじ引きにより落札者を決定します。
- （４） 落札者となるべき者の入札価格があらかじめ設けた調査基準価格を下回った場合は、区が行う調査に協力する義務があります（江戸川区制限付一般競争入札実施基準に係る運用基準 第4 低入札価格調査等）。

その調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

なお、契約に関しては後記 13.（２）に記載の契約保証金が必要となり、これが納付できないときは失格とします。

6.2. 落札者決定順

- (1) 複数の入札において、同一の入札参加者が第1順位者となった場合は、以下のルールに基づいて、各入札の落札者を決定します。なお、同一の入札において、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2人以上ある場合には、くじ引きにより第1順位者を決定します。

同時期に公告される学校改築事業において、落札者が同日に決定する案件のうち、有効な価格札を応札した数が最も少ない対象工事から落札者を決定します（ルール①）。なお、有効な価格札の応札者数が同数かつ第1順位者が同一の対象工事においては、あらかじめ提出した落札希望順位に従い、落札する対象工事及び落札者を決定します（ルール②）。

- (2) (1)により落札者を決定した結果、当該業者の受注可能件数に達した場合は、当該業者の以降の入札は「無効」となります。
- (3) (1)により落札者が決定できないなど、やむを得ない事情がある場合、区長は新たな落札者決定順について審査会に諮問し、決定します。

7. 入札参加資格の確認等

本入札の参加希望者は、前記 4. に挙げる入札参加資格を有することを証明するため、電子調達サービス上で、資格確認申請書と入札参加資格確認書類を提出[※]し、入札参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

なお、受付期間内に入札参加資格確認書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

※以下の「力」のみ PDF データを電子メール（ダウンロードサービス可）及び CD-R にてご提出ください。

(1) 提出書類

① 単体企業・建設共同企業体共通

- ア. 入札参加資格確認申請書（別記様式 2-1）
- イ. 誓約書（別記様式 2-2）
- ウ. 技術者に関する添付書類（監理技術者資格証の写し等）
- エ. 経歴書（現場代理人）（別記様式 2-3）
- オ. 「建設業の許可について（通知）」及び「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し（建設共同企業体の場合、構成員全員のもの）
- カ. 過去 3 期の法人税申告書控えの写し（全ての別表を含む）及び過去 3 期の決算報告書（勘定科目内訳明細書含む）（建設共同企業体の場合、構成員全員のもの）※複数校申し込みの場合は 1 部のみ提出してください。

② 建設共同企業体の場合（各社の印鑑で契印をしてください。）

- ア. 江戸川区建設工事共同請負入札参加申請書（別記様式 2-4）
- イ. 委任状（別記様式 2-5-1）
- ウ. 江戸川区建設共同企業体協定書（甲）（別記様式 2-5-2）
- エ. 江戸川区建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（別記様式 2-5-3）

(2) 提出方法

電子調達サービスで提出してください。CD-R は、発送の記録が残る方法で提出してください。なお、提出した CD-R は返却しません。

(3) 受付期間

令和 7 年 4 月 16 日から令和 7 年 4 月 30 日の午後 5 時まで
（この受付期間内に電子調達サービス上で参加申請を行ってください。）

(4) 提出先

後記 24. に同じとします。

(5) 建設共同企業体で参加する場合、代表企業が、単体企業として電子調達サービス上で参加申請及び入札を行ってください。

(6) 申込締め切り後、入札参加資格の確認を行い、その結果を速やかに電子調達サービス及び文書により通知します。

8. 入札説明書等に関する質問

本入札説明書や設計図書に関する質問がある場合には、次に従い質問書（別記様式1）を提出してください。

（1） 受付期間

① 入札説明書に関する質問

令和7年4月16日から令和7年4月23日の午後5時まで

② 設計図書に関する質問

入札参加資格確認結果通知書受領後から令和7年5月20日の午後5時まで

（2） 提出方法

① 入札説明書に関する質問

入札説明書に関する質問は、電子メールにより提出してください。2日以内に区から確認の電子メールを送信します。確認の電子メールが届かない場合には、電話にてメール受信の確認を行ってください。

提出先は、後記24. に同じとします。

② 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、電子調達サービス上で Microsoft Office Excel にて提出してください。

（3） 入札説明書に関する全ての質問に対する回答は、質問締め切り後速やかに区入札・契約情報ホームページの「小・中学校改築事業関連情報」で、設計図書に関する質問は電子調達サービス上で、入札参加業者に公表します。

9. 入札参加資格がないとされた者への通知

（1） 入札参加資格がないとされた者に対し、その理由を付して、電子調達サービス上及び文書により通知します。

（2） 区が、（1）の説明を求められた場合には、入札日時及び開札日を延期することがあります。なお、その場合は別途その旨を入札参加者に対し通知します。

10. 入札の中止

入札参加者が2者未満の場合、区は当該入札を中止することができます。この場合において、区は当該入札参加申込者に、その旨を通知するものとします。

11. 落札希望順位申請書の提出

- (1) 前記4.(9)の「同時期公告の改築校への入札参加資格」のとおり、「江戸川区立葛西第二中学校改築工事」の入札参加者は、「江戸川区立上小岩小学校改築工事」についても入札参加申請することができます。ただし、いずれもの落札者となることはできません。
- (2) 複数の入札に参加した者は、次に従い落札希望順位申請書（別記様式4）を提出してください。ただし、「江戸川区立上小岩小学校改築工事」において落札希望順位申請書を提出している場合は提出する必要はありません。
 - ①提出方法：電子メールで提出してください。
 - ②提出期限：令和7年6月2日 午後5時
 - ③提出先：後記24. に同じとします。

※ 複数の入札に参加する場合は、以下の参加形態に限ります。

【単独企業の場合】

いずれの入札とも単独企業として参加すること。

【建設共同企業体の場合】

いずれの入札とも同一の構成員及び出資比率の建設共同企業体として参加すること。

12. 入札・開札

入札参加者は、下記のとおり入札を行ってください。

- (1) 入札方法
電子調達サービスにて入札を行います。
※入札は原則として1回とします。
- (2) 入札締切日時
令和7年6月3日 正午
- (3) 開札日時
令和7年6月3日 午後1時
- (4) 落札決定にあたっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札参加者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力してください。
- (5) 入札に関する注意事項
 - ① 江戸川区工事等の入札に関する要綱・基準及び要領・心得に基づき、入札を実施します。
 - ② 入札参加資格に関する要件を満たさない者の入札は無効とします。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において前記4. に挙げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は失格とします。ただし、本入札参加申請後、前記4. (8) の参加形態のうち、経営事項審査における総合評定値及び共同格付に変動が生じた場合で、区が支障をきたさないと認めたときはこの限りではありません。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 契約保証金

前記 6. により落札者として決定された者が区と契約を締結する時は、原則として、契約金額の 100 分の 10 以上の保証金額となる履行保証保険契約の締結、もしくは同額の契約保証金（ただし落札者の繰越利益剰余金からの拠出に限る）の納付が必要となります。

なお、履行保証保険契約と契約保証金との併用はできません。

14. 専任技術者の配置期間

(1) 専任技術者の配置期間

専任技術者の配置期間は、契約書に記載される契約日から工期最終日までとします。ただし、請負契約の締結後、現場工事施工に着手するまでの期間においては、区との協議により、技術者の工事現場への専任を要しないとすることができます。この場合は、協議内容を打合せ記録等の書面により明確にしておく必要があります。

(2) 配置技術者の変更

病気・死亡・退職等極めて特別な事由により、やむを得ないとして承認された場合や工事が中断している期間、新校舎竣工時以外は、配置技術者の変更は認められません。

設計図書に定める「仮使用承認範囲」にかかる分の施工中に、病気等特別な理由によってやむを得ず配置技術者を変更する場合は、審査対象となった当初の配置技術者と工事成績平均点などが同等以上の者を配置しなければなりません。

新校舎竣工時に専任技術者を変更する場合は、審査対象となった当初の配置技術者と工事成績平均点などが同等以上の者とする必要はありませんが、資格は以下のとおりとします。

- ・単独企業及び建設共同企業体第 1 順位者の場合 監理技術者
- ・建設共同企業体第 2 順位者及び第 3 順位者の場合 監理技術者または主任技術者

なお、専任技術者の変更に当たっては、区の承認を得る必要があります。

(3) その他

別記様式 2-2 の作成に当たり、配置予定技術者を契約日までに完了する他工事に配置している場合には、他工事の工事完了日を明示してください。また、専任技術者は複数の技術者を候補として提案いただけます。ただし、複数提案した場合の評価については、工事成績平均点が最も低い技術者を対象に評価します。

落札者決定後、他工事の工期延長により配置予定技術者を配置できなくなった場合や、CORINS 等により配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがあります。

15. 契約締結等

- (1) 本件工事の契約条項は、「江戸川区工事請負契約標準約款」によります（別紙1参照）。
- (2) 本件工事契約は地方自治法（昭和22年4月法律第67号）及び地方自治法施行令により議会の議決を要するので、落札者と仮契約を締結し、江戸川区議会で議決された後に、本契約を締結することとなります。
- (3) 本件落札者との仮契約については、別途公表の「江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事」及び「江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事」（以下、「関連工事」という。）の仮契約が締結されるまでは保留とし、関連工事の入札が成立し仮契約が締結できる状態となった際に締結します。なお、関連工事の仮契約が締結されない場合は入札を打ち切りとします。
- (4) 本件は、別途公表の関連工事が江戸川区議会において議決されない場合は打ち切りとします。
- (5) 落札者が当該本契約の締結までの間において、前記4. に挙げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、当該落札者の決定を取り消し、当該本契約の締結を行わない場合があります。その場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (6) 区と落札者は、本件工事契約と一体性のあるものとして「江戸川区立葛西第二中学校災害時点検協定」及び「江戸川区立葛西第二中学校災害時復旧協定」を締結し、その効力は本件工事契約期間満了後も継続するものとします。なお、「江戸川区立葛西第二中学校災害時点検協定書（建築）」（別記様式3-1）及び「江戸川区立葛西第二中学校災害時復旧協定（建築）別記様式3-2」については、入札参加時に2通作成のうえ、記名押印し提出してください。最終的には落札者のもののみを有効とします。
- (7) 本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用されます。別紙2「江戸川区公契約条例の適用について」を参照ください。

16. 入札結果等の公表

工事請負契約を締結したときは、次に掲げる事項について公表するものとします。

- (1) 落札者
- (2) 落札者金額
- (3) 入札参加者・入札価格

17. 支払条件

本工事の前払金等の条件は下記のとおりとします。

- | | | |
|-------|---|-------|
| 前払金 | 有 | 40%以内 |
| 中間前払金 | 有 | 20%以内 |
| 部分払 | 有 | 4回以内 |

※ 「江戸川区公共工事の前払金取扱要綱」、「江戸川区公共工事の中間前払金取扱要綱」及び「江戸川区契約事務規則」を参照してください。

18. 非落札者理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日から5日（土、日、祝日を除きます。）以内に書面（任意様式）により、非落札者の理由について説明を求めることができます。
- (2) (1) の非落札者理由について説明を求められたときは、速やかに書面により回答します。
- (3) 非落札者理由の説明受付窓口及び時間
受付窓口：後記 24. に同じとします。
受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

19. 異議の申入れ

- (1) 前記 9. の通知により、入札参加資格がないとされた理由、又は、上記、非落札者理由の説明に不服のある者は、書面を受け取った日から7日（土、日、祝日を除きます。）以内に書面により、区に対して異議を申し入れることができます。
- (2) 異議の申入れの受付窓口及び受付時間
受付窓口：後記 24. に同じとします。
受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

20. エントリー制限

- (1) 本件建築・電気設備・機械設備の各工事の入札参加申込に際しては、親会社と子会社の同一工事及び異種工事への同時申込はできません。
- (2) 単独企業で以下の工事を施工している場合、本入札に参加できません。

・江戸川区立一之江小学校改築工事 ・江戸川区立一之江小学校改築に伴う電気設備工事 ・江戸川区立一之江小学校改築に伴う機械設備工事
--
- (3) 建設共同企業体の構成員として(2)に示す工事を施工している場合、当該工事における出資比率と本件工事における出資比率の合計が100%を超えると、本入札に参加できません。

21. 受注制限

- (1) 原則、毎年3校の学校改築工事を公告予定のため、受注制限は以下のとおりとします。

◆単独企業の場合

1校受注することで出資比率100%とカウントし、受注制限は以下のとおりです（これまでの受注制限の考え方から変更ありません）。

- ・2年連続して受注できない
- ・同一年度に公告した学校は、1校しか受注できない（申込み校数に制限はありません）

◆建設共同企業体の場合

過大受注によるリスクを考慮し、前年度と今年度の出資比率合計が100%以内であることを条件とします。

- ・毎年受注可（前年度と今年度の出資比率合計が[※]100%以内の場合）
 - ・同一年度に公告した学校は、2校まで受注可（申込み校数に制限はありません）
- (2) 受注制限に算入する出資比率は、受注した学校改築工事の契約締結年度の翌年度末に解除されます。

22. 社会的要請への対応

学校改築工事の入札においては、社会的要請型総合評価一般競争入札を原則としており、本入札は、江戸川区公契約条例第13条に基づき指定された特定公共事業^{※1}について、その果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、価格以外に特定公共事業基本計画^{※2}に示された社会的要請への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式です。

今回の入札においては、入札不調が複数回生じたことを受け、江戸川区公契約条例第16条第1項ただし書き及び江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱第7条の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するものでありますが、学校改築事業に求められる社会的要請に応えるため、社会的要請型総合評価一般競争入札方式と同様、以下の項目に係る取組みにご協力いただきますようお願いいたします。

【協力を求める事項】

1 地域社会への貢献、地域環境への配慮

- (1) 災害・緊急時対応 ※当該学校に対する復旧・点検協定締結は必須としています。

当該学校に対する緊急時対応、地域における防災活動等の取組、応急危険度判定員の登録などを求めます。

- (2) 教育活動・地域諸行事への協力

子どもたちに対する教育への貢献として、工事現場の見学や職場体験学習への協力、出前授業などを求めます。また、各種ボランティア活動、地域活動、地域社会への貢献として、地域まつりや防犯活動への参加等、金銭や物品の寄付のみではなく、活動に参加・協力することを求めます。

- (3) 環境配慮

エコカンパニーえどがわ等への登録、エコアクション21、ISO14001、KES、エコステージ等の認証の取得を求めます。また、環境配慮への取組みとして、節電や緑化、低公害車の利用など自然環境の保護などを含めたSDGsの取組みを推進することなどを求めます。

2 地域経済の活性化

- (1) 区内下請業者等の活用

下請業者として区内業者を積極的に活用することを求めます。

下請業者等に対する配慮として、請負代金の支払い方法等の下請業者への配慮とあわせて、区内業者からの資材等の継続的かつ積極的な購入を求めます。

- (2) 労働者への能力開発・福利厚生支援等

能力開発・福利厚生支援、地元雇用の促進、若手技術者の育成、女性活躍の推進、ワークライフバランスの推進、協力雇用主登録などを求めます。

(3) 業者間における技術移転・教育的側面への提案

JV の構成員間や元請・下請業者間における職員育成の共同実施、各種計画や記録等の共有などを求めます。

3 点検等

(1) 点検の取組

可能な範囲で法定点検を超える充実した点検の実施を求めます。

(2) 工事に関する提案（安全対策等）

可能な範囲で標準仕様書を超える充実した安全対策の実施を求めます。

※1**特定公共事業**：区の行う事業のうち、区民生活に密着し、地域社会の健全の発展のために特に重要な事業について、その事業の社会的要請を実現するため、その事業を遂行するための公共工事過程において特に価格以外の要素を重視すべき事業として区長が指定したものです。

※2**特定公共事業基本計画**：特定公共事業の遂行にあたって、その事業ごとに求められる実現すべき社会的要請を明らかにした当該事業に係る計画です。本件学校改築工事に係る基本計画として、「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告（平成 19 年 9 月策定）」、「学校改築における小学校施設のあり方について（平成 21 年 3 月策定）」、「小・中学校改築事業に求められるもの～実現すべき社会的要請～（平成 22 年 7 月策定）」、「学校改築における中学校施設のあり方について（平成 23 年 4 月策定）」が位置づけられています。

23. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しません。
- (3) 提出された申請書及び資料は返却しません。
- (4) 提出期限以降における申請書及び資料の差替・再提出は認めません。
- (5) 提出資料に関し、区から確認を求める場合があります。

24. 本入札に関する書類提出、メール等連絡先

江戸川区役所 総務部契約課契約係

〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

電話 03-5662-1005（直通）、e-mail：1230100@city.edogawa.tokyo.jp

25. 提出書類一覧

以下に、本件工事の入札公告から落札候補者の選定までに使用する提出書類の一覧を整理します。
各段階で使用する様式と併せて提出が必要な添付書類は下表のとおりです。

様式番号	様式タイトル
1. 入札説明書等に関する質問のための提出書類	
様式 1	質問書
2. 入札参加資格確認書類	
様式 2-1	入札参加資格確認申請書
様式 2-2	誓約書
様式 2-3	経歴書（現場代理人）
様式 2-4	江戸川区建設工事共同請負入札参加申請書
様式 2-5-1	委任状
様式 2-5-2	江戸川区建設共同企業体協定書（甲）
様式 2-5-3	江戸川区建設共同企業体協定書 第8条に基づく協定書
3. 協定書	
様式 3-1	江戸川区立葛西第二中学校災害時点検協定書（建築）
様式 3-2	江戸川区立葛西第二中学校災害時復旧協定書（建築）
4. 落札希望順位申請書	
様式 4	落札希望順位申請書 ※1

※1：複数の学校改築事業に入札参加を希望する場合、当該資料を提出してください。

江戸川区工事請負契約標準約款

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の図面及び仕様書(この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。)に従い、契約書記載の工事の請負契約を履行しなければならない。
- 2 この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙が、その責任において定めることができる。
- 3 工期が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、土曜日及び日曜日は、この日数に算入しない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(工事用地の確保)

- 第2条 甲は、工事用地その他設計図書において甲が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに、確保しなければならない。
- 2 工事の完了、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件並びに支給材料、貸与品及び発生品を含む。)があるときは、乙は当該物件を撤去(甲に返還する支給材料、貸与品及び発生品については、甲の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、当該工事用地等を原状に復して、甲に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(関連工事の調整)

- 第3条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

- 第4条 乙は、設計図書に基づき、すみやかに、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物並びに工事材料で第12条第2項の検査に合格したもの及び製作品で第34条の検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

- 第7条 甲は、乙に対して、下請負人につき、その名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許

権等」という。)の対象となっている施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 工事の施工についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立ち会い、工事の施工の状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査

3 甲は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、書面をもって乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とし、同条同項ただし書の規定により監理技術者が専任しない場合は「監理技術者及び監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。)」とする。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この約款に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 第17条第1項又は第4項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

4 第2項の規定にかかわらず、乙は、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第11条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者、専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る事項について決定し、その結果を書面をもって甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る事項について決定し、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第12条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において甲又は監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲又は監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、乙は、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第13条 乙は、設計図書において監督員の立会いを受けて調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定され

- た工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いを受けて施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、甲が必要であると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備するものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い若しくは見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(支給材料、貸与品及び発生品)

- 第14条 甲から乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)並びに貸与する建設機械器具及び工事材料(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 甲又は監督員は、支給材料又は貸与品を乙の立会いを受け、確認して引き渡さなければならない。この場合において、乙は、その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、遅滞なく書面をもってその旨を甲又は監督員に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 甲は、乙から第2項の通知(監督員に対する通知を含む。)を受けた場合においても、当該支給材料又は貸与品について交換その他の措置をとる必要がないと認めるときは、乙に対して、その旨を明らかにした書面をもって、当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。
- 5 甲は、前項の要求を行うことが適当でないと認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は次項の規定により、支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の確認により発見することが困難であって、種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないことがあり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 8 乙は、工事の完了、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は工事の施工に伴い生じた発生品及び使用目的が終了した貸与品を設計図書で定めるところにより甲に返還しなければならない。この場合において、貸与品は、修理清掃の後、甲又は監督員の確認を受けて引き渡さなければならない。
- 9 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品若しくは発生品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。
- 10 乙は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第15条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 2 甲又は監督員は、乙が第12条第2項若しくは第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査し、又は確認することができる。この場合において、当該検査等及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

- 第16条 乙は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。
- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
- 4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

- 5 甲は、第1項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施工することができないと認められるときは、次条第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(工事の変更、中止等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項の規定により、工期又は契約金額を変更しなければならない。

- 2 工期又は契約金額の変更は、甲乙協議して定める。

3 甲は、工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、乙が工事の続行に備え、工事現場等を維持するために増加費用を必要とするときは、その増加費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、甲乙協議して定める。

4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第17条の2 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第18条 乙は、正当な理由により工期内に工事を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって、工期の延長を求めることができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第19条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して、書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ、通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第20条 甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。

- 2 前項の規定による請求は、契約締結の日から12月を経過した後でなければこれを行うことができない。

3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額(契約金額から既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

4 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

5 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ契約金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額を適当な額に変更することを求めることができる。

7 工期内にインフレーションその他の予測することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ契約金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額を適当な額に変更することを求めることができる。

8 前2項の場合において、契約金額の変更額について、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

(臨機の措置)

第21条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第 22 条 工事目的物の引渡し前に、工事の既済部分、検査済持込工事材料、支給材料、貸与品又は発生品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 23 条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第 24 条 工事目的物の引渡し前に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)であつて、甲乙双方の責に帰することができないもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により、工事の既済部分、工事仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して書面をもって契約金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。

4 甲は、前項の規定により乙から契約金額の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事の既済部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品若しくは建設機械器具であつて検査又は立会いその他乙の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。)のうち契約金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

(1) 工事の既済部分に関する損害

損害を受けた既済部分に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 検査済持込材料、支給材料、貸与品及び発生品に関する損害

損害を受けた検査済持込材料、支給材料、貸与品及び発生品に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における既済部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第 2 次以降の天災その他の不可抗力による契約金額の変更又は損害額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「契約金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「契約金額の 100 分の 1 を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、甲がこれを負担する。この場合において甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(契約金額の変更に代える工事内容の変更)

第 25 条 甲は、第 14 条から第 17 条まで、第 19 条から第 22 条まで、前条又は第 29 条の規定により契約金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、契約金額の増額の全部又は一部に代えて、工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第 26 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に対して、書面をもって検査の請求をしなければならない。

(1) 工事が完了したとき。

(2) 工事の施工中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なとき。

(3) その他必要があるとき。

2 甲は、前項第 1 号に係る請求を受けたときは、その日から起算して 14 日以内に、前項第 2 号及び第 3 号に係る請求を受け、その請求を相当と認めたときは、遅滞なく、それぞれ乙の立会いを求め、検査を完了しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に通知のうえ、その立会いを求め、検査を行うこ

とができる。

- 4 乙は、前2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又はき損したものを原状に復する費用は、すべて乙の負担とする。
- 6 第2項の完了検査に合格したときをもって、工事目的物の引渡しを完了したものとす。この場合において、工事目的物が乙の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより甲に移転する。
- 7 乙は、第2項の完了検査に合格しない場合で、甲が特に1回に限り改造又は補修を認めたときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、改造又は補修が完了したときは、第2項、第4項、第5項及び前項の規定を準用する。
- 8 前項の改造又は補修が直ちに完了しないとき又はその検査に合格しないときは、甲は、工期経過後の日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第38条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

- 第27条 乙は、前条第2項又は第7項の完了検査に合格したときは、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に契約代金を支払わなければならない。
 - 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとなす。

(契約保証金)

- 第28条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が増減後の契約金額の10分の1以上あるときは、乙は、さらに納付を要しない。
- 2 甲は、第26条第2項又は第7項の完了検査に合格したとき又は第41条第1項、第42条若しくは第42条の2第1項の規定により契約が解除されたときは、乙の書面に基づく請求により、40日以内に契約保証金を返還する。
 - 3 甲は、契約保証金について、利息を付さない。

(部分使用)

- 第29条 甲は、第26条第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし、又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(前払金)

- 第30条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の工期を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、次の各号の区分に応じ、乙の書面に基づく請求により、前払金として支払う。
- (1) 土木、建築及び設備等の工事契約金額の4割を超えない範囲内の額(10万円未満の端数は切り捨てる。)
 - (2) 削除
 - 2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後(甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面(以下「保証証書」という。)を甲に提出したうえで、前払金の請求をしなければならない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。
 - 4 甲は、前項の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があると認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

- 第31条 甲は、前条第1項の規定により前払金の支払をした後、工事内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、支払済の前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることができる。
- 2 乙は、前項の規定により、受領済の前払金に追加してさらに前払金の支払を受けようとするときは、あらかじめ保証事業会社と締結した保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出したうえで、前払金の追加払を請求しなければならない。
 - 3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに受領済みの前払金額から超過額を返還しなければならない。
 - 4 前項の場合において、甲は、乙が返還期限までに超過額を返還しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又

はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 32 条 乙は、前条第 2 項の規定による場合のほか、工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合は、甲がその必要がないと認める場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第 3 項の規定による場合又は工事内容の変更その他の理由により工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、乙は、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。

(前払金の使途制限及び返還)

第 33 条 乙は、前払金をこの工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。なお、その額に 100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として支払わなければならない。

(中間前払金)

第 33 条の 2 甲は、乙が中間前払金にかかる認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工期を保証期限とする保証契約を締結したときは、乙の書面に基づく請求により、契約金額の 2 割の額(10 万円未満の端数は切り捨てる。)を中間前払金として支払う。ただし、第 34 条の規定による部分払を行った場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の認定を受けようとするときは、あらかじめ、甲に対して書面により認定の請求をしなければならない。

3 甲は前項の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

4 乙は、第 1 項の中間前払金の支払いを受けようとするときは、前項の認定結果の通知を受けた後(甲が別に中間前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証証書を甲に提出したうえで、中間前払金の請求をしなければならない。

5 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第 1 項の中間前払金を支払う。

6 第 31 条から前条までの規定は、中間前払金を支払った場合について準用する。

(部分払)

第 34 条 甲は、工事の完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるとき(入札心得書等において、乙の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき。)は、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額(以下「既済部分の代価」という。)の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。製作及びすえ付けその他の工事に関し、完成した製作品で検査に合格して現場に持込みを終ったもの又は甲の都合により現場持込みが困難と認められる製作品で、検査に合格して甲の指定する場所へ持込みが終ったものについては、甲は、工事完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるときは、その製作品に相応する契約金額相当額(以下「製作代価」という。)の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 前項の既済部分の代価(製作代価を含む。以下同じ。)は、甲が認定する。

3 第 30 条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前 2 項の規定により算定した部分払の額から、当該前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。

$$\text{部分払金額} \leq \text{既済部分の代価} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約金額}} \right)$$

4 第 1 項の規定による支払の対象となった既済部分又は製作品が乙の所有に属するときは、その所有権は、支払により乙から甲に移転する。ただし、目的物全部の引渡し完了するまでの保管は、乙の責任とし、目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。

(一部しゅん工)

第 35 条 工事目的物について、甲が設計図書において、工事の完了に先だち引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第 26 条中「工事」とあるのは、「指定部分に係る工事」と、第 27 条中「契約代金」とあるのは、「指定部分に相応する契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(前払金等の不払に対する乙の工事中止)

第 36 条 乙は、甲が第 30 条の規定に基づく支払又は前条において準用される第 27 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止する

ことができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもって、その旨を甲に通知しなければならない。

2 第17条第3項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第37条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつ、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 乙が契約不適合の履行の追完に応じないときは、甲は、乙の負担でこれを修補することができる。なお、このために乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責を負わない。

(契約不適合責任期間等)

第37条の2 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第26条第6項又は第7項(第35条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示した書面をもって行うものとする。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第38条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。この場合において、検査に合格した指定部分(他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと甲が認める履行部分を含む。)があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

(甲の催告による解除権)

第39条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、工期内に完了しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第37条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第39条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 乙がこの契約の工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。)又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下本条において「暴力団員等」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第42条又は第42条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (11) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (12) この契約に関して、乙(乙が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第39条の3 第39条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第40条 削除

(協議解除)

第41条 甲は、工事が完了するまでの間は、第39条及び第39条の2の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議のうえ契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第42条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第16条第5項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより、乙が重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるときは、乙は甲に対し、相当の期間を定めてその工事の継続をしないよう催促し、この契約を解除することができる。

(乙の催告によらない解除権)

第42条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第17条第1項の規定により工事内容を変更したため、当初の契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第17条第1項の規定による工事の施工の中止期間が当初の工期の10分の5(工期の10分の5が180日を超えるときは、180日)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。
- 2 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第3項の規定を準用する。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条の3 第42条又は前条第1項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第43条 契約が解除された場合においては、甲又は乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

- 2 甲は、工事の既済部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び必要と認める持込工事材料に対して、相当と認める金額(第34条の規定による部分払をしているときは、既支払の部分払金額を控除した額)を支払い、その引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の場合において、第30条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第34条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を、前項の規定による支払額から控除する。
なお、乙は、受領済みの前払金額に余剰があるときは、甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。この場合においては、第31条第4項の規定を準用する。
- 4 乙は、第14条の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、第14条の規定による支給材料があるときは、工事の既済部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は工事の既済部分検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、工事用地等に、その所有又は管理に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち甲に返還しないものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないとときは、甲は、乙に代って当該物件を処分し、その他工事用地等を原状に復することができる。この場合において、乙は、甲の処分等について異議を申し出ることができず、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項から第6項までに規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第39条、第39条の2、又は第43条の2第2項第2号又は同条第3項の規定によるものであるときは甲が定め、第41条、第42条又は第42条の2の規定によるものであるときは甲乙協議して定める。

(甲の損害賠償請求等)

第43条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第39条又は第39条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。
 - (1) 第39条又は第39条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号及び第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第39条の2第8号及び第10号から第12号の規定によるときはこの限りではない。
- 6 第39条又は第39条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保、又は履行保証保険契約による保証金額を含む。)は甲に帰属する。

(乙の損害賠償請求等)

第 43 条の 3 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 42 条又は第 42 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責に帰すべき理由により、第 27 条第 2 項(第 35 条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。なお、100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を甲に請求することができる。

(賠償の予定)

第 44 条 乙は、第 39 条の 2 第 1 項第 11 号又は第 12 号に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第 39 条の 2 第 12 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 45 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(紛争の解決)

第 46 条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合は、甲及び乙は、建設業法に定める建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、公示催告手続及び仲裁手続に関する法律の規定が適用される。

(仲裁)

第 47 条 甲及び乙は、前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、甲乙合意のうえ、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(暴力団排除等に関する特約条項)

第 48 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるものとする。

(補則)

第 49 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

<2024/8 工事>

江戸川区公契約条例の適用について

江戸川区では、公契約条例の適用対象案件に従事する労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備しました。

本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され、受注者は、労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。

なお、労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。

概要や詳細は、江戸川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ掲載場所】

トップページ（事業者向け情報） > しごと・産業 > 入札・契約情報 > 公契約条例関連情報 > 江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続について

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/kokyotyotatukihonjorei/>

（関連資料）

- ・ 公契約条例制度説明会資料（令和5年12月18日）
- ・ 令和6年度江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き
- ・ 江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項（契約書または協定書の一部として綴られます）

（公契約条例に関する問い合わせ先）

総務部用地経理課契約係

TEL 03（5662）1005

江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項

本特記事項は、江戸川区公契約条例及び江戸川区公契約条例施行規則に基づき定めるものとする。

(受注者等の定義)

第1条 本特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 江戸川区「以下「区」という。」と本契約を締結する者をいう。

(2) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の区以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

(3) 労働者等 次に掲げる者をいう。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定める者を除く。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら本契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は委託契約により本契約に係る業務に従事する者

(労働関係法令の遵守)

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

(賃金の支払)

第3条 受注者は、労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第4条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならない。

（労働環境等の確認）

第5条 受注者は、労働環境等確認報告書を作成し、区へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境等確認報告書を区へ提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第6条 受注者は、次に掲げる事項を本契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により、労働者等に周知しなければならない。

- （1）この条例の適用を受ける労働者等の適用の範囲
- （2）労働報酬下限額
- （3）条例第23条の規定による申出をする場合の申出先
- （4）前号の申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

（不利益な取扱いの禁止）

第7条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（受注関係者との契約）

第8条 受注者は、本契約の履行にあたって、受注関係者と契約を締結する場合、受注関係者が労働者等に対して労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、及び次条第1項による区長からの求めに応じるよう努めることについて合意を得ること。

（報告の要求等及び立入調査）

第9条 区長は、労働者等から申出を受け、その申出の事実を確認するため必要がある場合、又は労働環境等を確認するため必要がある場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者の事業所等に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定により立入調査をする場合において、必要があると認めるときは、受注関係者に協力を求めることができる。

3 受注者は、第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならない。

（是正措置）

第10条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等が条例に違反していると認めるときは、受注者に対し是正措置を講ずるよう求めるものとする。

2 前項の規定により是正措置を講ずるよう求められた受注者は、速やかに是正措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

（契約の解除）

第11条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、又は江戸川区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を行うことができる。

（1）第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。

（2）前条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

（公表）

第12条 区は、前条の規定により本契約を解除したときは、その旨を公表する。

（損害賠償）

第13条 区は、受注者に対し、第11条の規定による解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、第11条の規定による解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。

質問書

【江戸川区立葛西第二中学校改築工事】

令和 年 月 日 提出

江戸川区長 殿

1. 担当者

社 名 等	(会社名)	
	(代表者)	
連絡担当者	(所在地) 〒	
	(所属部署)	(担当者名)
	(TEL)	(FAX)
	(E-Mail)	

2. 工事件名 江戸川区立葛西第二中学校改築工事

3. 該当項目

対象資料名

※対象の資料を選択してください。

4. 質問内容

No.	ページ	内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日 提出

江戸川区長 殿

〒・所在地

会社名

代表者名

届出印

令和7年4月16日付けで公告された下記 1 の請負工事に係る参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年 5 月政令第16号）第167条の 4 第 1 項に該当しないこと及び書類が事実と相違ないこと並びに建設業法を遵守することを誓約します。

また、下記 3 の付記事項については予め承諾します。

記

1 入札参加希望工事件名 江戸川区立葛西第二中学校改築工事

2 確認書類

- (1) 誓約書（別記様式 2 - 2）
- (2) 経歴書（現場代理人）（別記様式 2 - 3）
- (3) 建設業の許可について（通知）及び

経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

- (4) 過去 3 期の法人税申告書控えの写し（全ての別表を含む）及び

過去 3 期の決算報告書（勘定科目内訳明細書含む）（構成員全員のもの）

※複数校申し込みの場合は1部のみ提出してください。

3 付記事項

- (1) 資格確認に必要な場合、納税状況など必要な調査を関係者に対し行うこと及び求められた資料を郵送（同封）すること。
- (2) 入札参加に係る実費を負担すること。

4 担当者等

氏名

TEL

FAX

誓約書

令和 年 月 日 提出

江戸川区長 殿

〒・所在地

会社名

代表者名

届出印

令和7年4月16日付けで公告された下記 1 の請負工事に係る参加資格について、入札説明書「4. 入札参加資格」を全て満たしていること及び下記 2 に記載する監理技術者等の何れかを専任することを誓約します。また、候補者を複数申請した場合、その評価については、入札説明書「14. 専任技術者の配置期間」のとおりになることを承諾します。

1 入札参加希望工事件名 江戸川区立葛西第二中学校改築工事

2 専任監理技術者等名簿

①単独企業若しくは建設共同企業体第 1 順位者

候補 A	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 カ月	役割	
	法令による資格等		工期	
候補 B	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 カ月	役割	
	法令による資格等		工期	
候補 C	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 カ月	役割	
	法令による資格等		工期	

※配置予定技術者は、3名まで提案可能です。

②建設共同企業体第2順位者

候補 A	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 ヲ月	役割	
	法令による資格等		工期	
候補 B	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 ヲ月	役割	
	法令による資格等		工期	
候補 C	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 ヲ月	役割	
	法令による資格等		工期	

※配置予定技術者は、3名まで提案可能です。

③建設共同企業体第3順位者

候補 A	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 ヲ月	役割	
	法令による資格等		工期	
候補 B	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 ヲ月	役割	
	法令による資格等		工期	
候補 C	配置予定技術者名		工事の手持状況※	
	勤続年数	年 ヲ月	役割	
	法令による資格等		工期	

※配置予定技術者は、3名まで提案可能です。

※配置予定技術者が現在工事に携わっている場合は、工事の手持状況を「有」とし、役割及び工期を記載してください。

3 添付書類

「2 専任監理技術者等名簿」に記載した者の確認書類として以下の書類を添付すること。

①単独企業若しくは建設共同企業体第1順位者

(ア) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

②建設共同企業体第2順位者又は第3順位者

(ア) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

又は (イ) 主任技術者としての資格が確認できるもの及び健康保険証※の写し

※健康保険被保険者証を送付する際は、被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗りする等）した写しを提出してください。

経歴書（現場代理人）

【江戸川区立葛西第二中学校改築工事】

住所

氏名

印

生年月日 昭和 年 月 日 生

1 最終学歴 昭和 年 月 卒業

2 職歴

昭和 年 月

昭和 年 月

昭和 年 月

昭和 年 月

3 工事歴（過去3年程度）※名称・用途・構造・規模を記入してください。

令和 年 月

令和 年 月

令和 年 月

4 資格

資格名称	級・種別	職種等分類	取得年月	登録・交付番号
監理技術者			昭和 年 月	第 号
施工管理技士			昭和 年 月	第 号
建築士			昭和 年 月	第 号
電気工事士			昭和 年 月	第 号
電気主任技術者			昭和 年 月	第 号
消防設備士			昭和 年 月	第 号
その他				
			昭和 年 月	第 号
			昭和 年 月	第 号

江戸川区建設工事共同請負入札参加申請書

令和 年 月 日 提出

江戸川区長 殿

(所在地)

構成員	(会社名)	届出印
	(代表者)	

(所在地)

構成員	(会社名)	届出印
	(代表者)	

(所在地)

構成員	(会社名)	届出印
	(代表者)	

江戸川区の共同請負方式による建設工事の競争入札に参加するため、下記のとおり共同企業体を結成いたしましたので、協定書および委任状を添えて申請いたします。

なお、この申請書および添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- | | | |
|--------------|------------------|---|
| 1 工事件名 | 江戸川区立葛西第二中学校改築工事 | |
| 2 共同企業体の名称 | 建設共同企業体 | |
| 3 共同企業体の代表者 | (会社名) | |
| | (代表者) | |
| 4 共同企業体の事務所 | (所在地) | |
| | (電話) | |
| 5 共同企業体の出資割合 | | |
| | (会社名) | % |
| | (会社名) | % |
| | (会社名) | % |
| 6 共同企業体の金融機関 | (金融機関名) | |

委任状

令和 年 月 日 提出

江戸川区長 殿

	(所在地)	
構成員	(会社名)	届出印
	(代表者)	
	(所在地)	
構成員	(会社名)	届出印
	(代表者)	
	(所在地)	
構成員	(会社名)	届出印
	(代表者)	

私は、江戸川区長との契約において当共同企業体が存続する間、下記の者を代理人と定め権限を委任いたします。

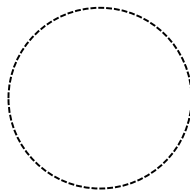
記

1 工事件名	江戸川区立葛西第二中学校改築工事
2 共同企業体の名称	建設共同企業体
3 受任者	(所在地)
	(会社名)
	(代表者)

4 委任事項

- (1) 見積り及び入札に関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 保証金の納付又は還付請求及び領収に関すること。
- (4) 支払金の請求及び領収に関すること。

5 受任者の使用印鑑



2 前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

(構成員の名称)

第 5 条 この企業体の構成員は、次のとおりとする。

① (所在地)

(会社名)

② (所在地)

(会社名)

③ (所在地)

(会社名)

(代表者の名称)

第 6 条 この共同企業体は _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 この企業体の代表者は、建設工事の施工に関し企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及びこの企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第 8 条 この企業体の構成員の出資割合は、別に定めるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 この企業体は、構成員をもって運営委員会を設け建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 この企業体の取引金融機関は、_____ とし、
代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 この企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第 13 条 決算の結果、利益を生じた場合は、第 8 条に基づく協定書に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合は、第 8 条に基づく協定書に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第 15 条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中の構成員脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、この企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資割合は脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えたものとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合は脱退した構成員の出資金から、構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において脱退した構成員には利益金の配当を行わないものとする。

(工事途中の構成員破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 この企業体が解散した後において当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成員が記名捺印し一通を江戸川区長に提出のうえ、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

(所在地)

構成員 (会社名)

届出印

(代表者)

(所在地)

構成員 (会社名)

届出印

(代表者)

(所在地)

構成員 (会社名)

届出印

(代表者)

江戸川区建設共同企業体協定書 第 8 条に基づく協定書

江戸川区建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当共同企業体構成員の出資割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があった場合においても、この出資割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事件名 江戸川区立葛西第二中学校改築工事
- 2 共同企業体の名称 建設共同企業体
- 3 出資割合
- | | | |
|-------|--|---|
| (会社名) | | % |
| (会社名) | | % |
| (会社名) | | % |

上記のとおり、出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成員が記名捺印し、一通を江戸川区長に提出のうえ、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構成員	(所在地)		
	(会社名)		届出印
	(代表者)		
構成員	(所在地)		
	(会社名)		届出印
	(代表者)		
構成員	(所在地)		
	(会社名)		届出印
	(代表者)		

江戸川区立葛西第二中学校災害時点検協定書（建築）

地震等の災害発生時における江戸川区立葛西第二中学校の点検について、江戸川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は地震等の災害が発生し、避難所として指定される江戸川区立葛西第二中学校について、乙は自らが建築請負施工した学校施設（以下「当該施設」という。）の点検を行い、甲が避難所として使用に供することが出来るかを甲の求めに応じて確認し復旧の要否を判定する（以下「安全点検」という。）ことを目的とする。

（建築請負契約との一体性）

第2条 この協定は、乙が江戸川区公契約条例（令和3年10月1日施行）第16条第1項ただし書に基づき制限付一般競争入札（以下「この入札」という。）により落札者として選定されたことから、江戸川区立葛西第二中学校改築工事請負契約と一体性のある契約条項として扱うものとする。

（建設共同企業体による請負の場合）

第3条 乙が建設共同企業体の場合は、出資比率第一位の企業が、本協定を締結し、履行するものとする。

2 前項の履行に際しては、出資比率第一位の企業がその他の当該建設共同企業体構成員と連帯して行うことを妨げない。

（江戸川区地域防災計画）

第4条 地震等の災害発生時における災害対応は江戸川区地域防災計画に基づくものとする。

（安全点検の実施）

第5条 地震等の災害が発生し、江戸川区災害対策本部が設置され、小・中学校が避難所として開設される可能性がある場合、乙はできるだけ速やかに甲が指定する避難所安全点検者と連携し、当該施設の安全点検を実施しなければならない。

（応急危険度判定員）

第6条 乙は当該施設の安全点検を実施する自社従業員で現住所又は勤務先が江戸川区である東京都防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員（以下「応急危険度判定員」という。）を1名以上定めなければならない。

2 前項の応急危険度判定員が定まった場合、乙は速やかにその登録証の写しを甲に提出すると共に本協定書末尾に、当該応急危険度判定員の社名、氏名、住所（又は勤務先住所）、生年月日、登録年月日、登録番号を記載する。

3 乙は第1項の応急危険度判定員が退職等で変更になった場合及び住所又は勤務先住所が江戸川区外に変更となった場合は速やかに代替の応急危険度判定員を登録し、甲に対し変更届けを提出しなければならない。

4 乙はこの協定に基づき定められた当該施設の応急危険度判定員についてはその登録更新を継続して行わせるものとする。

（応急危険度判定員の補償制度等）

第7条 応急危険度判定員が当該施設の安全点検を行う際に災害発生を起因とする不測の事故によりけがなどを負った場合は応急危険度判定員の補償制度に基づき補償を行うものとする。

2 前項のほか、安全点検に使用する資材等については応急危険度判定員の制度に基づき貸与を行う。ただし、災害発生後、災害対策本部によるそれらの資材の手配が間に合わない場合は、当該施設の避難所責任者の指示により適宜、危険度判定等の表示を行うものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は10年間とし、原則として当該施設を建替えるまでの間、同条件で更新するものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定の条項について、疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

【当該施設の応急危険度判定員（第6条）】

社名	
氏名	
住所（又は勤務先）	
生年月日	
登録年月日	
登録番号	

社名	
氏名	
住所（又は勤務先）	
生年月日	
登録年月日	
登録番号	

令和 年 月 日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 斉 藤 猛

乙 所在地

会社名

代表者氏名

乙と連帯して本協定履行を行う者（第3条第2項）

所在地

会社名

代表者氏名

江戸川区立葛西第二中学校災害時復旧協定書（建築）

地震等の災害発生時における江戸川区立葛西第二中学校の復旧作業等について、江戸川区（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）との間において以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は地震等の災害が発生し、避難所として指定される江戸川区立葛西第二中学校について、乙は自らが建築請負施工した学校施設（以下「当該施設」という。）について、甲が避難所として使用可能となるように甲の求めに応じて応急措置などの復旧作業を行うこと（以下「復旧作業」という。）、及び災害発生後一定期間が経過し、当該施設を通常使用するために必要な復旧工事を行うこと（以下「復旧工事」という。）を目的とする。

2 乙は前項の復旧作業及び復旧工事を当該施設の設備請負施工をした業者と連携し、他の工事作業業務に優先して出来るだけ速やかに行うものとする。

（建築請負契約との一体性）

第2条 この協定は、乙が江戸川区公契約条例（令和3年10月1日施行）第16条第1項ただし書きに基づく制限付一般競争入札（以下「この入札」という。）により落札者として選定されたことから、江戸川区立葛西第二中学校改築工事請負契約と一体性のある契約条項として扱うものとする。

（応急危険度判定員による安全点検）

第3条 乙が当該施設の復旧作業及び復旧工事を行う際は、別途乙と締結する江戸川区立葛西第二中学校災害時点検協定書に基づく安全点検の結果を踏まえて行うものとする。

（建設共同企業体による建築請負の場合）

第4条 乙が建設共同企業体の場合は、出資比率第一位の企業が、本協定を締結し、履行するものとする。

2 前項の履行に際しては、出資比率第一位の企業がその他の当該建設共同企業体構成員と連帯して行うことを妨げない。

（江戸川区地域防災計画）

第5条 地震等の災害発生時における災害対応は江戸川区地域防災計画に基づくものとする。

（復旧作業計画及び復旧工事計画）

第6条 地震等の災害が発生し、江戸川区災害対策本部が設置され、小・中学校が避難所として開設される可能性がある場合、乙はできるだけ速やかに甲が指定する避難所安全点検者と連携し、当該施設の安全点検の結果並びに被害状況を把握し、復旧作業計画を立てるものとする。ただし、甲が実施する復旧作業に

かかる部分は復旧作業計画から除く。

- 2 乙が復旧工事を行おうとする場合、復旧工事計画を立てるものとする。
- 3 乙は第1項並びに前項の復旧作業計画及び復旧工事計画については甲と協議を行うものとする。
- 4 乙は災害発生時から第1項の被害状況を把握するために当該施設へ参集する所要時間について本協定末尾に記載するものとする。（この際、自社の事業継続計画（BCP）に基づいた実行可能な所要時間を考慮すること。）

（復旧作業の実施）

第7条 乙は前条に基づく復旧作業計画について甲と協議が整ったときは、本協定末尾の人員、資材、機材などを駆使し復旧作業を行うものとする。

- 2 前項の人員、資材、機材は、国や他の自治体等の災害協定と重複のない実行可能な内容にすること。ただし、当該施設の復旧作業を最優先に行うことを条件として、甲との災害時協定等（危機管理部防災危機管理課所管）との重複を認めるものとする。

（復旧作業及び復旧工事の完了報告）

第8条 乙は復旧作業及び復旧工事が完了次第、甲に対しそれらの内容を報告するものとする。

（復旧作業及び復旧工事費用の負担）

第9条 乙は第6条の復旧作業計画及び復旧工事計画に基づき行った復旧作業及び復旧工事の費用の実費を甲にその内訳書を添えて請求するものとする。

- 2 甲は前項の請求に対し、江戸川区積算基準に基づき算定した費用を支払うものとする。ただし、復旧作業及び復旧工事について甲乙間において通常の工事発注手続きによることが可能な場合はその手続きによるものとする。

（損害の補償）

第10条 乙の第7条に基づく復旧作業に従事した者がそれらの作業を行う際に災害発生を起因とする不測の事故によりけがなどを負った場合、甲は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日施行）に基づき損害の補償を行うものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は10年間とし、原則として当該施設を建替えるまでの間、同条件で更新するものとする。

（疑義の決定等）

第12条 この協定の条項について、疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

【BCPの基本的な考え方】

想定される重要災害	葛西第二中学校に参集する際に想定される支障など
地震 (震度6強～7程度)	

※震度6強～7程度の地震時を例として、葛西第二中学校に参集する際、通常経路と異なる経路を選択する必要がある場合などについて記載してください。

自社が被ると予想される被害	葛西第二中学校が被ると予想される被害
	葛西第二中学校は新耐震設計法により構造設計をしており、大地震（震度6強～7程度）時にも壁、柱などの亀裂、窓硝子の破損等、部分的損傷はあるが、倒壊、崩壊はない。さらに災害時の避難場所に指定されていることから、耐震基準を一般建物の1.25倍に割増して人命を確保するよう設計している。 設備関係については、インフラ引込・接続部分の配管・配線類の脱落や破損、設備機器の据付け部の破損や配管・配線類の脱落や破損などが想定される。 ※なお、現時点では大震災又は大規模洪水による堤防の決壊の想定、更にこれに伴う浸水の程度の想定が不十分なため、水害想定は除外するものとします。

※震度6強～7程度の地震時を例として、予想される被害状況を記載してください。

項目	災害時の対応	通常の準備体制
災害対応 責任者	・ 責任者の役職 ・ 主な任務 ・ 副責任者等の選任	・ 担当者変更時の引継ぎ体制
対応拠点	・ 災害活動を指揮する具体的な場所（住所、室名） ・ 第二候補（代替場所）の有無 ・ 臨時で設置するもの	・ 使用用途、状況
災害活動 体制	・ 指示系統の体系図 ・ 応援体制（資機材等の確保）	・ 連絡体制や災害時活動内容の定期的な確認・協議 ・ 訓練の実施 ・ 緊急通行車両事前届の状況
情報管理	・ 図面等既存データの使用方法 ・ 現場記録の方法	・ 情報の更新（頻度） ・ バックアップ方法

※震度6強～7程度の地震時を例として、災害時の対応及び通常の準備体制について、主に表中の内容について記載してください。

【災害時の対応（企業名 ）】

葛西第二中学校へ参集する人員と 災害発生時からの所要時間 (第6条第4項)	人員		
	☐	1～2人	
	☐	3～4人	
	☐	5～6人	
	☐	7人以上	
	所要時間		
	☐	～30分以内	☐ ～5時間以内
	☐	～1時間以内	☐ ～6時間以内
	☐	～2時間以内	☐ ～12時間以内
	☐	～3時間以内	☐ ～24時間以内
葛西第二中学校復旧作業に 提供可能な人員 (第7条第1項)	人員		
	☐	1～2人	☐ 11～14人
	☐	3～4人	☐ 15～20人
	☐	5～6人	☐ 21人以上
	☐	7～10人	
葛西第二中学校復旧作業に 提供可能な資材 (第7条第1項)	種類	数量	企業名
葛西第二中学校復旧作業に 提供可能な重機・車両・機材等 (第7条第1項)	種類	数量	企業名

※建設共同企業体連帯履行の場合、【BCPの基本的な考え方】と【災害時の対応】は構成員ごとに記入してください。

令和 年 月 日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 斉 藤 猛

乙 所在地 _____

会社名 _____

代表者氏名 _____

乙と連帯して本協定履行を行う者（第4条第2項）

所在地 _____

会社名 _____

代表者氏名 _____

乙と連帯して本協定履行を行う者（第4条第2項）

所在地 _____

会社名 _____

代表者氏名 _____

落札希望順位申請書

令和 年 月 日

江戸川区長 殿

〒・所在地

会社名

代表者名

届出印

令和7年4月16日付けで公告のあった「江戸川区立上小岩小学校改築工事」及び「江戸川区立葛西第二中学校改築工事」に係る落札希望順位を申請します。

記

落札希望順位	工事件名
	江戸川区立上小岩小学校改築工事
	江戸川区立葛西第二中学校改築工事

※ 複数の入札に参加する場合には、落札希望順位の欄に希望に応じて「1」・「2」を記入してください。